

長崎市公告第61号

下記の業務について、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月1日

長崎市長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 長崎市議会タブレット端末及び通信サービス提供業務
- (2) 履行場所 長崎市議会事務局議事調査課
- (3) 業種 電気通信（視聴覚）機器
- (4) 概要 長崎市議会タブレット端末及び通信サービス提供業務
- (5) 履行期間 契約日～令和10年9月30日
(契約締結日から令和7年9月30日までは調達及びキitting作業等の準備期間。令和7年10月1日から令和10年9月30日まで(36か月)は端末・通信利用期間。)
- (6) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 公告日現在、1(3)の業種に登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定された総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を受注者自ら開設、運用している者であること。（同電気通信事業者の子会社及び関連会社を含む）
- (8) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。
- (9) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び契約書については、長崎市役所5階議会事務局総務課（長崎市魚の町4番1号）において閲覧することができる。

4 開札の日時及び場所

令和7年5月21日（水）11時00分

長崎市役所5階 議会会議室1（長崎市魚の町4番1号）

5 入札保証金

長崎市契約規則第6条第3項第3号の規定により免除する。

6 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

- (2) 上記(1)の申請書は持参又はファックスにより提出するものとする。

ファックスによる場合は、到着後、議会事務局総務課担当者から着信確認の電話を行うので、必ず送信票へ担当者名、連絡先を記載しておくこと。

なお、ファックス送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに議会事務局総務課から着信確認の電話がない場合には、議会事務局総務課へ着信確認の電話を行うこと。

また、ファックスで申請書を提出した場合は、原本についても、持参又は郵送により提出すること。ただし、確認書類については、ファックスのみの提出でも可とする。

- (3) 申請書の受付

ア 受付期間 令和7年5月2日（金）から令和7年5月12日（月）10時00分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年条例第35号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 受付時間 9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。受付期間最終日は10時00分まで）

ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所5階）議会事務局総務課
電話番号 095（829）1198（直通）
ファックス番号 095（829）1199

- (4) その他

ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和7年5月14日（水）までに通知する。

8 仕様書等及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、議会事務局総務課の窓口で配付する。この場合は、事前に議会事務局総務課へ電話すること。

- (2) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

ア 提出期限 令和7年5月12日（月）10時00分までに持参又はファックスするものとする。

イ 提出先 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所5階）議会事務局総務課
ファックス番号 095（829）1199

ウ 回答期限 令和7年5月13日（火）までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。

エ 閲覧期間 回答した日から入札書提出期限まで（休日を除く。）

オ 閲覧場所 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所5階） 議会事務局総務課

9 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付け
ない。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。
- (2) 提出期間 令和7年5月14日（水）から令和7年5月20日（火）まで
日本郵便株式会社長崎中央郵便局必着
- (3) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。（再度入札についても、郵便入札とする。）
- (5) 初回入札において落札者が決定せず再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ通知
するものとする。

10 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加は認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (7) 本公告中「9入札書の提出方法等(3)」に記載する郵送方法以外による入札
- (8) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

12 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書（本市に到達したものをいう。以下同じ。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 3 入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

1 4 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

1 6 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 7 問い合わせ先

公告の内容	議会事務局総務課 電話番号095（829）1198（直通）
業務の内容	議会事務局議事調査課 電話番号095（829）1200（直通）